

亀山市告示第73号

亀山市チビッ子広場整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市チビッ子広場整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市チビッ子広場整備事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子供」を「子ども」に、「設置し」を「整備し」に、「整備費、改修費及び遊具設置費」を「造成費、設備設置費及び修繕費」に改める。

第2条中「子供」を「子ども」に、「設置」を「整備する次の各号のいずれにも該当」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 自治会がその敷地を児童遊園として使用する権原を有するものであること。
- (2) 自治会が遊具その他の設備を管理するものであること。
- (3) 子どもが自由に利用できるものであること。

第4条を次のように改める。

（補助対象の範囲）

第4条 補助対象の範囲は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 造成費 チビッ子広場を新たに整備する場合における当該広場の敷地の造成及びフェンス、遊具等の設備の設置に係る費用
- (2) 設備設置費 既設のチビッ子広場における新たなフェンス、遊具等の設備の設置に係る費用
- (3) 修繕費 既設のチビッ子広場に付帯するフェンス、遊具等の設備の修繕に係る費用

第5条中の見出し中「補助金の額」の次に「及び回数」を加え、同条中「次に掲げる」を「予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 造成費 100万円を限度として、造成費の3分の2に相当する額
- (2) 設備設置費 20万円を限度として、設備設置費の3分の2に相当する額
- (3) 修繕費 20万円を限度として、修繕費の3分の2に相当する額

第5条に次の1項を加える。

- 2 補助金は、1自治会につき前項第1号及び第2号にあっては10年に1回を限度として、同項第3号にあっては1年に1回を限度として交付する。

#### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金の交付から適用する。